

2023年3月定例会 本会議一般質問と当局答弁

2023年3月15日(水) 14:30

◎高橋都議員の一般質問(30分)

1. 物価高騰対策について
2. 「税務相談停止命令制度」の撤回を
3. 「消費税、インボイス制度」について



高橋都議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです。

- 武内市長
- 産業経済局長
- 財政局長
- 建築都市局長
- 高橋議員
- 財政局長
- 高橋議員
- 建築都市局長
- 高橋議員

高橋都議員の一般質問

日本共産党の高橋都です。会派を代表して一般質問を行います。

1. 物価高騰対策について

始めに物価高騰対策についてです。

電気・ガス・食料品等の価格高騰により、多くの家庭への影響は甚大で悲鳴が上がっています。特に低所得世帯では、入浴回数を減らしたり食費を切り詰めたりと厳しい状況が続いています。

市民アンケート調査でも県政・市政への要望として「物価高騰対策」が一番多く、その他にも「国保介護保険料の引き下げ」、「公共料金の引き下げ」と市民生活の窮状がうかがわれます。

政府は住民税非課税世帯や家計急変世帯への支援として「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」で1世帯当たり5万円の給付も行いましたが、申請は1月31日で締め切りました。本市では、住民税非課税世帯で13万9893人、家計急変世帯で1298人が申請しました。

4月以降値上げする食料品は1万品目を突破し、さらに電気料金の値上げも予定されています。

国の支援金は打ち切られ、市民不安はますます広がるばかりです。

そこで2点お尋ねします。

1点目にこの支援金の支給対象を広げ、再支援を行うよう国に求めるとともに、その間本市独自の支援を行うべきです。見解をお尋ねします。 ①

2点目に政府は「電気・ガス価格激変緩和対策事業」で料金の値引きを行うとされていますが電気で1キロワット当たり7円、都市ガスで1m³30円です。プロパンガスには値引きはなく十分な対策とはいえません。

福岡市では、光熱費高騰への支援として、燃料費等高騰の影響を受けた事業者支援として個人事業者を含む市内中小業者を対象にR4、4月～9月まで使用した燃料・光熱費について20万円を上限に価格高騰の影響額の2分の1を支援しました。電気・ガソリン・オートガス・都市ガスLPガスが支援対象です。令和5年3月からは、制度を拡充して申請を再受付しています。

本市も直接、事業者に対し光熱費や燃料費を支援すべきと考えますが見解をお尋ねします。

②

2、「税務相談停止命令制度」について

次に「税務相談停止命令制度」についてです。

確定申告のため多くの事業者が申告書作成に取り組んでいます。事業者から「売り上げが減ったのに今度は材料、電気代が高騰し大変」「取引先からインボイス登録をするよう言われた。仕事がなくなると困るが煩雑な事務が増えるうえ、消費税まで払うようになったらやっていけるか不安だ」「消費税納付のために借り入れをした」など、物価高騰に留まらず、消費税や、今年10月から開始されようとしているインボイス制度への不安の声が出されています。

さらに追い打ちをかけるように、政府は納税者同士の税務相談も取り締まる「税務相談停止命令制度」について3月中に法案成立をもくろんでいます。これは税理士等でないものが反復継続して行う税務相談を停止させるために必要な措置について財務大臣が命令できるというもので、違反すれば罰金等が課されます。

そもそも、税金について相談し、教えあうことは自由であり、そこに国家権力が介入し、

厳罰で停止させることは、基本的人権等を保障している憲法に違反しています。

アメリカ・イギリス・カナダ・オーストラリアでは市民ボランティアが幅広く申告支援や相談などの税務援助を行っています。減価償却の計算等自分で申告書を仕上げるまでに些細なことでも苦勞があります。令和5年度税制改正大綱では処分対象は限定されていません。北九州市の中小業者や建設業者等様々な団体が税務相談を行っていることも対象になるのではないかと懸念の声があがっています。納税者同士が協力し合う税務相談まで対象にすれば法律で原則とされている納税者の自主申告は後退することになります。財務大臣が主観的に恣意的な判断を実行する懸念もある「税務相談停止命令制度」を撤回し、納税者の権利を守るよう国に求めるべきです。市長の見解をお尋ねします。 ③

3. 消費税インボイス制度について

次に消費税インボイス制度についてです。

複数税率の下で今年10月から導入されるインボイス制度について、全国では多くの団体から中止や見直しを求める意見書が提出されています。昨年9月までに、289自治体から545件。12月には18県議会を含む389自治体から718件とわずか3か月で100自治体173件の反対の声が大きく広がっています。

国は激変緩和措置を示しているといいますが、免税事業者の中小事業者、個人事業主やフリーランスの方たちが課税事業者になって新たな税負担を負う仕組みは変わりません。2022年12月末時点の登録率は法人が75%、個人は34%にとどまっています。

その影響は地方自治体にも及びます。昨年12月議会で私は本市の免税事業者との取引への対応と影響の質問をしましたが、「一般会計は消費税の申告義務がないため影響はない。特別会計・企業会計のうち課税取引を行う会計での影響は生じる可能性があるが、どの程度か見込めないため、今後検討したい」との答弁でした。

昨年10月26日の総務財政委員会での議論では、「国の指示通りに免税業者であってもインボイス登録しなくても入札から排除しない。免税業者との取引で負担が生じれば現状では会計の中で吸収するしかない。港湾特別会計では収益が減り、上下水道局では収支の悪化につながり、影響額が大きければ料金改定のおそれもある」とのことでした。今後、本市の関連事業での契約で免税事業者の排除はないということ間違いなのか、吸収するということは市の各会計が負担するということなのかお答えください。

最後に門司港地域複合公共施設整備事業について武内市長の見解をお尋ねします。

この事業は、門司港駅横のJR九州用地取得・施設移転費で約19億円、建設事業費約85億円、総額100億を超える費用をかけ、区役所等の公共施設を複合施設として集約する事業です。

予定地は、本市のハザードマップで最大3～5mの高潮浸水想定区域内であり、南海ト

ラフ地震時の津波高は門司区で3.5mと北九州市防災ガイドブックにも掲載されています。

本市は、市街化区域を市街化調整区域に変更する「区域区分の見直し」を提案するなど、災害の恐れのある区域の開発は抑制するとしながら、この事業では「場所がないから」「2階以上にするから」と、本来災害時の防災拠点となるべき区役所の建設を、巨額の費用をかけ高潮浸水想定区域で進めています。あまりにも矛盾するのではないですか。

現在、都市計画審議会において、本市の立地適正化計画の見直しの中で「防災指針」策定の諮問が行われている中、昨年12月議会で、防災指針を示さず高潮浸水想定区域での事業を進めるべきではないとの私の質問に北橋前市長は「防災指針は現在策定中で、居住誘導区域にある高潮浸水想定区域では、ハード・ソフトの防災減災対策を実施することで施設を整備することは可能と考える」との答弁でした。

高潮だけではなく、地震による津波のようないつ来るかわからない災害から市民の命を守るのが自治体の役割です。災害リスクの低減を図るからといって、水害の危険がある地域に公共施設を整備するべきではありません。新市長のもと、事業の見直しを行うべきです。市長の見解を伺います。 ⑤

【「電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」について】

■武内市長

高橋議員ご質問ありがとうございました。まず、物価高騰対策につきまして「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の事についてお尋ねがございました。「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」は、電力やガス、食料品などの価格高騰による負担増を踏まえまして、特に会計への影響が大きい低所得者の方々に対し、一世帯当たり5万円を支給するものでございます。北九州市では昨年11月から給付を開始し、事業は今年度末で終了致します。この給付金の対象は、令和4年度の住民税非課税世帯と令和4年1月以降に予期せぬ事情で家計が急変した世帯となっております。現在の支給状況は3月13日時点で、非課税世帯につきましては139,443世帯、家計急変世帯につきましては1,123世帯への支給が完了致しました。今回の給付金では、北九州市の全世帯約48万世帯のうち約3割に支給をしております。物価高騰の影響が大きい一定の層に給付を行うことができたものと考えております。

一方、物価の上昇傾向は続いており、市民生活を守るためにも引き続き、効果的な物価高騰対策に取り組んで行く必要があると考えております。現在、政府においては、物価上昇に対するエネルギーや食料品価格の影響緩和について、追加策の検討を進めておりまして、近日中に取りまとめる方針が示されています。このため、給付金について直ちに国に対する要望や独自の給付ということを行うことは考えておりませんが、引き続き国の動向を注視することといたしております。また今後、国の追加策が具体的に示された際は、速

やかに実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。私からは以上です。残りの質問は担当局長からお答えさせていただきます。

[事業者に対する光熱費や燃料費の直接支援について]

■産業経済局長

私からは物価高騰対策についてのうち事業者に対し光熱水費等直接支援すべきとのご質問にお答えいたします。本年1月から2月にかけて実施しました市内起業のヒアリング調査においては、全体の約8割の企業がコロナ前と比べ8割以上の売上総利益を確保しており、経済状況は回復傾向にあります。しかしながら、宿泊業や飲食業等の一部事業者からは燃料費や食材費高騰の影響により厳しいという声があります。このような中、国ではガソリン等の燃料代や電気ガス代の支援を行っており、さらに新たな支援策を検討中があります。県では、食事券の発行による需要喚起等を行っております。また価格転嫁の円滑化を図るため、先日国・県・経済団体による協定が締結されたところであります。北九州市では独自の支援策としまして、資金繰りや価格転嫁に関する特別相談窓口の設置、業態転換や省エネDXの推進、需要喚起など実施してきました。加えまして専門家を派遣し、経営改善に対する支援を求める中小企業にそれぞれが抱える課題の抽出や分析、経営計画の策定等きめ細かく事業者に寄り添った支援を行っております。

このように本市では厳しい経済環境下でも適用できるよう抜本的な企業の経営基盤強化にも重点を置き、支援を行っております。限られた財源の中、臨時交付金を活用しながら選択と集中を測りこれらの支援策に取り組んできましたが、活用できる臨時交付金も残りわずかであり、新たな対策の取り組みには財源確保が課題であります。事業者への光熱水費等の直接支援は多額の前算が必要なため、現時点で実施する考えはございません。物価高が続く中でも景気は緩やかに回復傾向になりますが引き続き物価の動向等を注視し、国・県・商工会議所と連携を図り優先順位をつけながら、できる限りの支援に努めてまいります。私からは以上でございます。

[「税務相談停止命令制度」、「インボイス制度」について]

■財政局長

私からは税務相談停止命令制度について及びインボイス制度についての二つの質問に順次ご答弁を致します。まず「税務相談停止命令制度」につきまして、「税務相談停止命令制度」を撤回し納税者の権利を守るよう国に求めるべき、そのご質問にお答えします。

「税務相談停止命令制度」を創設する税理士法の改正を盛り込んだ所得税法等の一部を改正する法律案が第211回国会に提出されております。この制度は税理士等でない者が税務相談を行った場合において納税義務の適正な実現に重大な影響を及ぼすことを防止するた

め必要があるときに、財務大臣がその停止等を命令することができるとするものでございます。またその命令は、公用されることとされ命令違反に対しましては1年以下の懲役等の罰則が設けられることとされております。この制度の創設の背景といたしまして、コンサルタントを名乗りインターネット等でセミナーを開き不特定多数に脱税や不正還付の方法を指南して、手数料を取るなどの事例が散見されることからそうした相談活動を防止するための措置が必要とされたものでございます。個々の相談活動が税理士法に反するかどうかは個別に判断することとされております。尚、納税者同士が学びあう相談は罰則の対象には該当しないとのことであり、納税者の自主申告を後退させるものではないものと考えております。北九州市と致しましては「税務相談停止命令制度」は適正な納税義務の実現という課題の解決に資するものとして国等で十分に議論されるものと認識しております。

次に、消費税「インボイス制度」について本市の関連事業での契約で免税業者の排除はないと考えてよいか、免税事業者との取引による消費税負担増加については市の会計が負担することにつきましてという点で良いか、とのことについてのご答弁を申し上げます。インボイス制度は消費税の軽減税率の実施に合わせ、売り手が買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝えるために導入されたものでございます。インボイス制度の導入にあたりましては利用者の準備にかかる負担を考慮し、軽減税率の実施から令和5年9月まで準備期間が設けられるとともに、導入から6年間免税事業者からの仕入れにかかる税額控除の経過措置も設けられております。この仕入税額控除の経過措置につきましては、令和8年9月末までは負担した消費税の80%また令和11年9月末までは同様に50%を控除することができるものとされております。このような経過措置はございますが、取引先がインボイス登録事業者でない場合には仕入税額控除ができないため、地方自治体においては一般会計を除く各会計の消費税負担の増加が見込まれます。

議員ご指摘の通り、北九州市におきましても特別会計及び企業会計のうち課税取引を行う会計につきましては免税事業者との取引の影響が生じる可能性ございますが、例えば港湾整備特別会計や上下水道事業におきましては免税事業者との取引はわずかでございまして、インボイス制度導入に伴う収益の減少は限定的であるというふうに聞いております。いずれにいたしましても、国の通知に基づきまして免税事業者であることをもって取引から排除することは適当ではないと考えておりますが、免税事業者との取引による影響を踏まえ各会計においてどのような対応ができるか、引き続き検討してまいりたいと考えております。私から以上でございます。

[門司港複合公共施設設備事業について]

■建築都市局長

最後に私の方からは門司港複合公共施設整備事業について、災害のリスクの低減を図るからといって水害の危険がある地域に公共施設を整備すべきではない・事業の見直しを行うべきことについてご答弁を申し上げます。北九州市は市に必要な公共施設を安全に保有し続けるため、行財政改革の重要な柱として公共施設の総量抑制や都市の再構築、活力ある街づくりといった観点から公共施設マネジメントに取り組んでおります。門司港地域複合公共施設整備事業はこの方針に基づき、門司港地域に点在する老朽化が進む複数の公共施設を門司港駅周辺に集約し、複合化・多機能化するものでございます。事業を進めるにあたりましては、国などが掲げる様々な政策や計画と整合を図るとともに、経済性だけではなく市民の利便性や安全性、地域の活性化にも資するよう様々な視点で検討する必要があると考えております。そのため構想の段階から施設利用団体などとの意見交換などで、いただいた声の一つ一つ丁寧に検討しており市民の皆様との対話を重視して決めているところでございます。

議員指摘の 3.5 M の津波高は門司区における最大のものではございますが、建設予定地は津波ハザードマップに示してる通り、浸水の恐れがない場所であることを確認した上で選定してるところでございます。また高潮につきましては、令和元年に福岡県が公表した高潮浸水想定で当地区が浸水区域に含まれることとなったため、重要な設備を上層階に設けるなど、災害リスクを回避低減させる対策を講じてまいりました。加えまして市民や議会から頂いたご意見を踏まえ、防災拠点機能の維持・強化を図るため、庁舎機能を 2 階以上に配置することでいたしました。その他の頂いた意見につきましても、意図を汲み取り可能な限り取り入れ、施設に範囲をしております。さらに事業の進捗に応じて公共事業評価などで外部有識者に確認し、賛同を得るとともに、合わせて必要な予算につきましては、議会においてご承認をいただきながら進めているところであり、事業を見直す考えはございません。

門司港地域のモデルプロジェクトは行財政改革の一環として重要な事業と認識をしております。子供や孫たちが安心して暮らせる未来をつくるため、引き続き市民が誇れる施設となるよう取り組んでまいります。答弁は以上でございます。

【第二質問】

○高橋議員

時間がありませんので要望と第二質問に移らせていただきます。まず物価高騰対策なんですけど、臨時給付金本当にもあと残りわずかということでしたが、政府は 23 年度の二次補正までに 17 兆 1 260 億円を予算化するということが上がっております。それで是非しっかりと確保しながら、今福岡市、先程私が第一質問で申し上げましたように福岡市の事業者支援ですね、これは 30 億円の予算規模で実施しております。最初は申請が少なかったとい

うことで3ヶ月延期して、それも影響額も10万円から5万円に引き下げて、それで上限も20万円から60万円に、これも引き上げたということです。30億という大きな予算を確保しながら事業者を支援するというので、事業者の要望に応えるべく、この政策を行っているかと思っておりますので、ぜひ本市も臨時給付金を使いながらこの要望に応じていただきたいと思っておりますのでお考え頂きたいと思っております。これを要望とさせていただきます。

次に税務相談停止命令です。これもあの多くの団体からですね、納税者の権利擁護を求める緊急署名ということで、46,000筆以上が国会の方に提出されております。商工団体や農民連、また生活と健康を守る会、年金者さらには自由法曹団といろんなところからこれの撤回を求める要求が出ておりますので、これも国に撤回を求めるよう、そしてこれも要望とさせていただきます。市として取り組んでいただきたいと思っております。

〔「インボイス制度」について〕

次に「インボイス制度」なんですが、先ほどの中で引き続き検討ということですが、この「インボイス制度」登録をしない業者も排除しないということによろしいのでしょうか。もう1回再度お答えいただきたいと思っております。

■財政局長

先程もご紹介申し上げましたが国の方針に基づきまして、この免税業者であることもって取引から排除することは適当ではないということを示されておりますので、私どもも適切に対応して参りたいと思っております。

○高橋議員

ありがとうございます。さらに市の負担が増えるのではないかとということで、一つの例としてシルバー人材センターの件で言いますと、シルバー人材センターもやはりこの「インボイス制度」によって、センターの方で仕入税額控除ができない部分の負担額を依頼料に転嫁するという事なんですけれども、その場合市場の競争で淘汰される恐れもあるのではないかとということです。そして全国のシルバー人材センターの方々がそれで国の方に制度の改正を求めているような今の状況だと思います。そして値上げをされるようになれば、あの類似の事業者から仕事が優先的に取ることができなくなれば、市の仕事が減るのでは市への依頼が減るのではないかとということで、センターへの依頼を今3割ぐらい市の方が行なっているかと思っております。その中で令和5年度の予算要求の中にもその増税分反映されているというようなことを聞きしております。1パーセント増ということですがこの金額はまたお聞きしたいと思いますけれども、その中でやはりシルバー人材センターへの依頼の増額分ってことは市の負担になるのではないかとということで、やはりこの

「インボイス制度」、これはやはり市にとってもまた利用者にとっても事業者にとってもメリットもない制度だと思いますので、国に対して撤回を求めるべきだと思いますのでこれも要望とさせていただきます。

[門司港複合公共施設設備事業について]

最後に門司港公共事業複合施設のことについてお尋ねします。これはあの武内市長に答えていただきたかったということです。高潮の浸水想定区域ということで、私は議会でもこれまで何度も質問を繰り返しているわけですが、市民に対してやはりあの防災拠点となる区役所がそこでいいのかということが一番だと思うんですね。それで本当に市民の命と暮らしが守れるのか、武内市長の防災に対しての見解をお聞きしたいと思います。お願い致します。

■建築都市局長

防災に対する考え方っていうところでございますけども、やはり災害が起きときに迅速に対応できるようにということで、まず防災の拠点というのは必要だというふうに考えております。そのために今回の新しくできる庁舎につきましても、防災拠点という形で活用できるようにということで、機材とかそういった拠点のところは上層階に設けるような形にしておりますし、防災というところについてやはりそういったまず防災拠点というところもありますけども、市民が安全に避難できるそういったところのソフト的なところも必要だと思いますので、そこがそういった災害が起きた時にどうしたらいいかということをしつかり市民の皆様にも周知していくということも大事であるというふうに私としては考えております。以上でございます。

○高橋議員

時間がありませんがやはり市民の命と暮らしを守ること、これは重要です。そしてコンパクトシティ、今人口減少の中でそういう政策を行っているわけですが、奈良女子大の中山徹教授は「コンパクトシティは人口減少の悪循環を招く」と言われてます。市長が人口減少する中で百万人の北九州に戻りたいというのならやはり考えていただきたいと思います。コンパクトだけが本当に市にとっていいのかどうかということです。

そして市民の命と暮らしを守るべく市長であっていただきたいと思います。是非お答え頂きたかったんですけど、今後時間いただきたいと思います。以上です。